

令和7年度第23回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和8年3月24日

担当部・課：建設部都市計画課〔内線5614〕

① 件 名		
石巻市みどりの基本計画策定懇談会の設置期間の延伸について		
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）		
<p>【背景】</p> <p>都市緑地法第4条第1項の規定に基づき、「石巻市みどりの基本計画」の策定に当たり、専門的見地から意見を聴取し、計画へ適切に反映させることを目的として、「石巻市みどりの基本計画策定懇談会」を設置し、その設置期間を令和8年3月31日までとしている。</p> <p>令和6年度よりこれまでに策定懇談会を3回開催し、構成員から幅広い専門的意見を聴取してきたところであるが、計画内容の精査及び意見の十分な反映にはなお時間を要する状況にあり、より実効性の高い計画とするためには、引き続き専門的見地からの意見聴取が必要である。</p> <p>【目的】</p> <p>専門的知見を有する学識経験者等から継続して幅広く意見を聴取するため、「石巻市みどりの基本計画策定懇談会」の設置期間を令和9年3月31日までに延伸したもの。</p>		
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性		
<p>【根拠法令】</p> <p>都市緑地法（昭和48年法律第72号） 石巻市みどりの基本計画策定懇談会設置要綱（令和6年告示第229号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>第2章 都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち 第3節 安全安心な住環境と都市機能の整備の推進 6 公園整備を推進する</p>		
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）		
令和6年	4月	石巻市みどりの基本計画策定庁内検討会議設置要綱及び 石巻市みどりの基本計画策定懇談会設置要綱制定（令和6年5月1日施行）
	10月	第1回石巻市みどりの基本計画策定懇談会
	11月	第1回石巻市みどりの基本計画策定庁内検討会議
令和7年	4月	第1回石巻市みどりの基本計画策定庁内ワーキンググループ
	5月	第2回石巻市みどりの基本計画策定庁内検討会議
	6月	第2回石巻市みどりの基本計画策定懇談会 《第2～3回の間、書面にて修正案の送付・意見聴取》
令和8年	2月	第3回石巻市みどりの基本計画策定懇談会 石巻市みどりの基本計画策定懇談会設置要綱の一部改正 （令和8年3月1日施行）
⑤ 主な内容		
【改正内容】石巻市みどりの基本計画策定懇談会の設置期間の変更		
	改正後	改正前
設置期間	令和9年3月31日まで	令和8年3月31日まで

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【影響・効果】 多様な関係者からの意見を踏まえて検討していくことにより、多様な視点を持った計画を策定することができる。これにより、市内の公園緑地等の保全および推進に係る方針が明確化され、その質の向上が図られる。 また、計画策定により都市公園ストック再編事業等の社会資本整備総合交付金事業の活用が可能となる。</p> <p>【市財政への負担】 報償費 80千円（8人分×2） 費用弁償 40千円（8人分×2） 合計 120千円（令和7年度予算 繰越明許費） （財源）一般財源 ※令和8年度開催予定の懇談会2回分</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>県内の自治体における緑の基本計画の策定状況（令和8年3月1日時点） 【策定済】 仙台市、大崎市、多賀城市、大和町</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>令和8年 4月 第2回石巻市みどりの基本計画策定庁内ワーキンググループ 第3回石巻市みどりの基本計画策定庁内検討会議 5月 第4回石巻市みどりの基本計画策定懇談会 6月 第3回石巻市みどりの基本計画策定庁内ワーキンググループ 7月 第4回石巻市みどりの基本計画策定庁内検討会議 8月 第5回石巻市みどりの基本計画策定懇談会</p>
<p>⑨ その他</p>